

「扇状地ネット」利用マニュアル

(扇状地ネットの利用に関する細則)

「扇状地ネット」の利用については、「扇状地ネット運用管理規程」に基づくもののほか、次のとおり規定いたします。

1. 利用者は、「扇状地ネットの利用に必要なもの（機器・設備・設定など）」に記された機器等を準備して下さい。
2. 扇状地ネットの利用（接続）に係る通信費やパソコン端末およびハード保守等の費用、必要なソフトウェアの費用等は、利用者の負担でご用意ください。
3. 扇状地ネットの利用に必要なとなるソフトウェアの初期設定および障害対応は、扇状地ネット管理委員会事務局が行います。（注1）
4. 利用者は、扇状地ネットを安全に利用するために、ログインパスワードを6週間毎に変更して下さい。なお、パスワードは英字、数字を混在し6文字以上とします。
5. 同一患者についての閲覧が1年以上行われない場合は、当該患者の登録は自動的に削除されます。（注2）また、患者が死亡した場合は、新聞等への掲載日より概ね2週間を期限として削除されます。
6. 閲覧内容の印刷および媒体等への保存は禁止します。
7. 利用者は、利用端末のモニタ画面が不特定多数の人の目に触れることの無いよう、端末の設置場所および利用環境には十分に注意して下さい。
8. 利用者は、ネット利用端末や、その設置環境に変更が生じた場合は、直ちにその旨を扇状地ネット管理委員会事務局まで連絡して下さい。
9. 扇状地ネット管理委員会事務局は、全てのアクセス・ログを収集し、規定に沿ったネット運用が行われているかを定期的に監査します。また、患者からの要請があった場合は、該当する全てのアクセス・ログを開示します。（注3）

（注1）扇状地ネット管理委員会事務局＝黒部市民病院/地域医療連携室（フレンジイ）。※システム保守は情報管理課が担当。

（注2）登録日または最終閲覧日より起算します。

（注3）アクセス・ログ＝扇状地ネットの利用状況や通信の記録。「いつ、どこで、誰が、誰の情報を、どのようにしたか」が記録されています。

扇状地ネットの利用に必要なもの（機器・設備・設定など）

利用者は、インターネットに接続出来るパソコンが1台あれば扇状地ネットが利用できます。

下記の条件を満たしていれば、既存の端末を流用いただいても問題ありません。

- 要件1：インターネットに接続して利用できる環境があること。（※プロバイダ契約が必要になります
※回線はブロードバンドであれば光、ADSL等種別を問いません）
- 要件2：動作保証OSは、Windows 7/8/8.1/10/11。（※MAC/OSは利用できません）
- 要件3：Microsoft Edgeが動作すること。
- 要件4：OSのVPN接続ができること。（※パソコン端末やファイアウォール等において、利用する通信プロトコルが、制限(フィルタリング)を受けずに利用できること）
- 要件5：ウイルス対策ソフトの実施やWinnyなどのファイル共有ソフトを削除すること。（※ウイルスソフトは、定義ファイルが7日以内に更新され、リアルタイム監視機能が有効になっていることが必須 ※スパム・スパイウェア対策機能付きを推奨 ⇒利用端末の設定時に、ウイルス感染の確認と最新の定義ファイルに更新されているかを確認させていただきます）
- その他：必要に応じてLANケーブル（CAT5e）、Hub（ハブ）、電源タップ、等もご用意ください。

以上